



# 鳥取県公報

平成 19 年 4 月 10 日 (火)  
第 7 8 7 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (342) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (343) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (344) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (345) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (346) (〃) . . . . . 3
	保安林の指定の解除予定 (3件) (347~349) (森林保全課) . . . . . 4
	鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (350) (水産課) . . . . . 5
	基本測量の終了 (351) (県土総務課) . . . . . 5
	公共測量の終了 (352) (〃) . . . . . 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2件)
	(353・354) (東部総合事務所県民局) . . . . . 5
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (355) (〃) . . . . . 6
◇ 公安規則	鳥取県留置施設視察委員会に関する規則 (6) (警務課) . . . . . 7
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知
	(5件) (森林保全課) . . . . . 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) . . . . . 14
◇ 雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) . . . . . 17

# 告 示

## 鳥取県告示第 342 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定年月日
いきいき訪問看護ステーション	米子市安倍200-1	平成19年2月1日

## 鳥取県告示第 343 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	廃止年月日
大淀会歯科診療所	米子市淀江町佐陀2169	平成19年2月28日
相原医院	境港市麦垣町55	平成19年3月31日

## 鳥取県告示第 344 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	廃止年月日
米子東病院	米子市淀江町佐陀2169	平成19年3月15日

## 鳥取県告示第 345 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町 2083	通所リハビリテーションきんかい	米子市錦海町三丁目 4-5	介護予防通所リハビリテーション	平成 18 年 4 月 1 日
有限会社ホットハート	米子市旗ヶ崎九丁目 13-15	有限会社ホットハート	米子市旗ヶ崎九丁目 13-15	介護予防福祉用具貸与	平成 19 年 2 月 1 日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 252	大森生協診療所 デイケアほほえみ	鳥取市西品治 806	介護予防通所リハビリテーション	平成 19 年 3 月 1 日

## 2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社しらゆき	鳥取市青葉町三丁目 202	しらゆき居宅介護支援事業所	鳥取市青葉町三丁目 202	平成 18 年 11 月 21 日

## 鳥取県告示第 346 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から所在地又は名称を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城 120-1	平成 19 年 4 月 1 日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城 120-1	平成 19 年 4 月 1 日

## 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城 120-1	平成 19 年 4 月 1 日

**鳥取県告示第 347 号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字西谷字黒田上エ948の18、948の19、字上ミ梨子木949の5、950の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第 348 号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字中津字二軒小屋1の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第 349 号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日野町板井原字峠根山732の49
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第 350 号**

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 52 条第 1 項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成 6 年鳥取県規則第 54 号）第 9 条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 聴聞の日時 平成 19 年 4 月 12 日（木）午後 2 時 30 分から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県庁第 6 会議室（鳥取県庁本庁舎 4 階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第 52 条第 1 項の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

**鳥取県告示第 351 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（2500 レベル G I S 基盤情報整備作業）
- 2 作業地域 東伯郡湯梨浜町及び西伯郡大山町
- 3 終了年月日 平成 19 年 3 月 20 日

**鳥取県告示第 352 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業地域 米子市（山陰道米子バイパス）及び東伯郡湯梨浜町（山陰道青谷羽合道路）
- 3 終了年月日 平成 19 年 3 月 30 日

**鳥取県告示第 353 号**

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 5 月 16 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日  
平成 19 年 3 月 16 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人岩美障がい児者親の会びゅあふれんず
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
橋本 郁子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
岩美郡岩美町大字院内 249
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障がいがある人たちに、この地域で安心して自分らしく生きることができるよう、社会福祉活動を通して地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

---

**鳥取県告示第 354 号**

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 5 月 26 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日  
平成 19 年 3 月 26 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Studio-E
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
大森 克美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市湖山町東五丁目 206
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、もっぱら在宅で就労を営む障害者等に対して、在宅における職業能力の開発とその能力を生かした雇用機会の拡充に関する支援をおこない、障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。

---

**鳥取県告示第 355 号**

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算書は、平成 19 年 5 月 16 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日  
平成 19 年 3 月 16 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人悠ゆうの郷
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
瀧 満
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市青谷町蔵内 153-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害者に対し、介護サービス、その他関連するサービスの提供に関する事業を行ない、利用者の在宅での自立支援を促進し、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
事業

---

## 公 安 委 員 会 規 則

鳥取県留置施設視察委員会に関する規則をここに公布する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

### 鳥取県公安委員会規則第 6 号

鳥取県留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び鳥取県留置施設視察委員会条例（平成 19 年鳥取県条例第 13 号）第 6 条の規定に基づき、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第 2 条 留置施設（以下「施設」という。）に係る留置業務を管理する者（警察署に置かれる施設にあつては警察署長。以下「留置業務管理者」という。）は、委員会の委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初の会議において、施設に関する次に掲げる事項について、情報を提供するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 法第 190 条第 1 項又は第 208 条第 1 項の規定による措置の実施状況
- (8) 戒具及び保護室の使用状況

- (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
- (10) 法第 229 条第 1 項の規定による審査の申請、法第 230 条第 1 項の規定による再審査の申請、法第 231 条第 1 項又は第 232 条第 1 項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果
- 2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会に対し、その状況を把握するために必要な情報を提供するものとする。
- (1) 施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(会議録)

第 3 条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、警察本部警務部警務課において調製し、保存する。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。

## 公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 13 日付鳥取県告示第 230 号）の内容  
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

井前 泰蔵	倉吉市関金町福原字水無瀬原 146 の 1
〃	倉吉市関金町福原字水無瀬原 146 の 6
〃	倉吉市関金町福原字水無瀬原 146 の 7
〃	倉吉市関金町福原字水無瀬原 148 の 1
〃	倉吉市関金町福原字水無瀬原 148 の 9
〃	倉吉市関金町福原字水無瀬原 148 の 10
〃	倉吉市関金町福原字寒水谷 311

〃	倉吉市関金町福原字寒水谷 315
〃	倉吉市関金町福原字家ノ山 318
〃	倉吉市関金町福原字鉄山平ラ 325 の 9
〃	倉吉市関金町福原字鉄山平ラ 325 の 15
井前 太蔵	倉吉市関金町福原字広道 482 の 2
井前 泰蔵	〃
中西 豊吉	〃
木村 亀吉	〃
井前 泰蔵	倉吉市関金町福原字広道 482 の 4
〃	倉吉市関金町福原字広道 487 の 8
〃	倉吉市関金町福原字広道 488 の 8
小椋 嘉吉	倉吉市関金町福原字広道 489
井前 泰蔵	倉吉市関金町福原字広道 492 の 6
〃	倉吉市関金町福原字広道 492 の 15

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、

森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 13 日付鳥取県告示第 231 号）の内容

（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

藤原 竹蔵	東伯郡三朝町大字加谷字滝ノ谷 758 の 2
藤原菊次郎	〃
福本善十郎	〃
三島 房義	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 1

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

白方 行治	東伯郡三朝町大字大谷字高山 33 の 38
〃	東伯郡三朝町大字大谷字高山 33 の 41
〃	東伯郡三朝町大字大谷字高山 33 の 45

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 13 日付鳥取県告示第 232 号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

川田百次郎	西伯郡大山町豊房字覗キ滝 1821
〃	西伯郡大山町豊房字上の場 1845
〃	西伯郡大山町豊房字上の場 1848
山口美代子	西伯郡大山町豊房字下粟ヶ谷 1872 の 2
〃	西伯郡大山町豊房字大塚林 1984
〃	西伯郡大山町豊房字午前ノ曾祢 1986
〃	西伯郡大山町豊房字午前ノ曾祢 1987
藏本 早美	西伯郡大山町豊房字新山林ノ二 2019
〃	西伯郡大山町豊房字新山林ノ二 2021

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備えて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 大山町役場

- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 13 日付鳥取県告示第 233 号）の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

古都 健	日野郡日南町印賀字立石山 592 の 19
小沢 哲憲	日野郡日南町菅沢字八上ミ谷 566
小沢 彌生	日野郡日南町菅沢字徳四郎家ノ上 568

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 13 日付鳥取県告示第 234 号）の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

沢屋不動産 株式会社	日野郡日野町秋縄字キラガ塔 436
〃	日野郡日野町秋縄字キラガ塔 437
〃	日野郡日野町秋縄字キラガ塔 438
〃	日野郡日野町秋縄字キラガ塔 439
〃	日野郡日野町秋縄字上大塔 461
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字小ガヤニ 464
松本文次郎	〃
木山 時善	〃
木山 正己	〃
〃	日野郡日野町秋縄字小ガヤニ 465
沢屋不動産 株式会社	日野郡日野町秋縄字カタブキ 466
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字大草里 468
松本文次郎	〃
木山 時善	〃
木山 正己	〃
〃	日野郡日野町秋縄字井手ノ谷 470
細川 祐治	日野郡日野町秋縄字滝谷 471
木山伊太郎	日野郡日野町秋縄字滝谷 472
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字ヒエ畑ニ 503
松本 市壽	〃
木山 時善	〃
松本 市壽	日野郡日野町秋縄字長塔 506
〃	日野郡日野町秋縄字長塔 507
柴田 昭則	日野郡日野町秋縄字大カヤニ 698 の 1
木山 鶴江	日野郡日野町秋縄字大カヤニ 698 の 2
〃	日野郡日野町秋縄字大カヤニ 699
〃	日野郡日野町秋縄字大カヤニ 700
〃	日野郡日野町秋縄字大カヤニ 701
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字サイフン端タ 719
松本文次郎	〃
木山 時善	〃
木山 正己	〃

柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字サイフン端タ 720
松本文次郎	〃
木山 時善	〃
木山 正己	〃
松本 市壽	日野郡日野町秋縄字アチ坂二 739
辻下 芳数	日野郡日野町秋縄字西草利一 747 の 2
〃	日野郡日野町秋縄字西草利一 748
生田 敏夫	日野郡日野町三土字喜四郎谷 555 の 3
長谷川猶幸	〃
〃	日野郡日野町三土字喜四郎谷 555 の 4
〃	日野郡日野町三土字鑪谷ノ一 622 の 10
〃	日野郡日野町三土字鑪谷ノ一 622 の 12
生田 敏夫	日野郡日野町三土字丸谷 633 の 2
長谷川章二	〃
長谷川頼正	〃

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 件名及び数量

鳥取港廃棄物処理業務委託 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行場所

入札説明書による。

## (4) 履行期間

平成 19 年 4 月 27 日から平成 20 年 3 月 21 日まで

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の廃棄物処理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 4 月 17 日（火）午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

## (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物に係る収集運搬の許可を受けている者であること。

## (4) 重量物の処理に必要な重機類の調達及び集積等の労務の提供が可能であることのほか、休日夜間でも対応可能な者であること。

## (5) 東部総合事務所県土整備局の所管する管内に本店、支店又は営業所を有すること。

## (6) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体等が発注した本件業務と同種の業務を履行した実績を有していること。

## (7) 平成 19 年 4 月 10 日（火）から同月 17 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成 19 年 4 月 26 日（木）までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

## 3 契約担当部局

鳥取県鳥取港湾事務所

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0906 鳥取市港町 8

鳥取県鳥取港湾事務所 管理係（海友館 2 階）

電話 0857-28-5998（直通）

## (2) 入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431, 7432 又は 7433

## (3) 入札参加資格確認申請書等の交付及び設計書の閲覧の方法

入札参加資格確認申請書は、平成 19 年 4 月 10 日（火）から同月 17 日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）から入手するものとする。なお、平成 19 年 4 月 10 日（火）から同年 4 月 17 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間、(1)の場所以て入札説明書を交付し、設計書を閲覧に供する。

## (4) 入札説明会の有無

無

## (5) 郵便等による入札

不可とする。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 4 月 26 日（木）午後 1 時 30 分

鳥取県鳥取港湾事務所（海友館 2 階）

## 5 入札者に要求される事項等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所以て平成 19 年 4 月 17 日（火）午後 4 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明及び補足資料の提出を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出された入札参加資格確認申請書類を審査し、2 に掲げる要件を満たしていることが確認された者はすべて入札に参加できる。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とするところがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 雑 報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 5 第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 4 月 10 日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

### 1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
甲種危険物取扱者試験	平成 19 年 6 月 17 日（日）午後 1 時 15 分から
乙種危険物取扱者試験	〃
丙種危険物取扱者試験	平成 19 年 6 月 17 日（日）午前 10 時 15 分から

### 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目 220	鳥取県庁講堂及び第 22 会議室
鳥取市立川町六丁目 176	東部総合事務所講堂
倉吉市山根 529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室
米子市古豊千 520	米子職業能力開発促進センター大教室
米子市末広町 74	米子コンベンションセンター第 4 会議室、第 5 会議室、第 6 会議室及び第 7 会議室

### 3 受験願書の受付期間

平成 19 年 4 月 12 日（木）から同月 26 日（木）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

### 4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

### 5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては 5,000 円、乙種危険物取扱者試験にあつては 3,400 円、丙種危険物取扱者試験にあつては 2,700 円とし、所定の方法により納付すること。

### 6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。